



『多様な学びの拠点整備事業(並木小跡地活用)』 の実施について

この度、令和9年3月に閉校となる並木小学校跡地(中央区並木2-16-1)を活用し、『学びの多様化学校』*¹を設置するとともに、『青少年相談センター』*²を同地に移転し、『多様な学びの拠点』を整備することを決定しましたのでお知らせします。

『多様な学びの拠点』では、不登校をはじめとする児童生徒の様々な状況に応じた多様な学びと教育相談の充実を図るとともに、市立小中学校等の支援力の向上のためのノウハウの蓄積と発信を担います。

今後、令和11年4月に予定している『学びの多様化学校』の開校及び『青少年相談センター』の移転に向け、令和8年度中に「(仮称)多様な学びの拠点 運営計画」を策定する予定です。

【資料】

「多様な学びの拠点整備事業基本方針」

* 1 『学びの多様化学校』 学校教育法施行規則第56条の規定等に基づき、不登校児童生徒等を対象として、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校

* 2 『青少年相談センター』 青少年教育相談機能を有するほか、不登校児童生徒等の個々の状況に応じた学校復帰や社会的自立へ向けた相談支援を実施する『教育支援センター』を併設する教育施設(所在地:中央区中央3-13-13)



多様な学びの拠点整備事業基本方針

(並木小学校跡地活用)

令和8年1月8日

相模原市教育委員会
教育相談課

事業概要

令和9年3月に閉校となる並木小学校跡地を活用し、『学びの多様化学校』を設置するとともに、『青少年相談センター』を同地に移転することにより、不登校をはじめとする児童生徒の様々な状況に応じた多様な学びの場と支援の充実を図るとともに、市立小中学校の支援力向上のためのノウハウの蓄積と発信を担う『多様な学びの拠点』を整備します。

◎『学びの多様化学校』とは

学校教育法施行規則第56条の規定等に基づき、不登校児童生徒等を対象として、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校（R6.8.14文科省通知）

学びの多様化学校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、学びの多様化学校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指しています。

※「教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）計画期間：令和5年度～令和9年度

◎『青少年相談センター』とは

カウンセラー等による青少年教育相談機能を有するほか、不登校児童生徒等の個々の状況に応じた学校復帰や社会的自立に向けた相談指導を実施する『教育支援センター』を併設する教育施設

◆所在地 相模原市中央区中央3-13-13

◆建築年 昭和42年（築58年）

◆床面積 1,563m²

◆更新目安 「公共施設マネジメントプランアクションプログラム」（R4～R11）において、対策が必要な施設に位置づけ

『多様な学びの拠点』の必要性

支援が必要な児童生徒の状況

不登校児童生徒の増加
不登校の長期化

個別の支援が必要な児童生徒が増加

日本語指導が必要な児童生徒が増加

適切な支援を行わないと
不登校となる可能性がある

状況を改善するために・・・

児童生徒の多様な状況に合わせた支援と学びの保障 が必要

『多様な学びの拠点』を整備

◎『学びの多様化学校』を設置

不登校児童生徒の学びの場の選択肢の拡充、不登校の未然防止のための支援方法の発信、教職員の支援力の向上を目指します。

◎『青少年相談センター』を移転

教育相談機能をもつ施設を同じ敷地内に設置することで、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援体制の強化を目指します。

(仮称) さがみはら学びの多様化学校の概要 (想定)

1 校種 義務教育学校 (小学1年から中学3年)

- ・不登校児童生徒を対象とした教室のほか、外国につながりのある児童生徒を対象とした教室やコミュニケーション等についての支援を必要とする児童生徒を対象とした教室を設置
- ・児童生徒の個に応じたきめ細かな支援が行き届く、少人数制の学級編成

2 規模

	通常級	国際教室	校内通級指導教室
対象	不登校児童生徒	外国につながりのある児童生徒や来日間もない日本語を母語としない児童生徒	通常の学級に在籍し、コミュニケーションや言語障害、難聴等で個別の支援が必要な児童生徒
定員	12学級 120名 想定 (前期6学級60名+後期6学級60名)	1学級 想定	1学級 想定

3 学区 市内全域

- ・義務教育前期課程 (小学1～6年) は、保護者送迎による通学を想定
- ・義務教育後期課程 (中学1～3年) は、保護者送迎または徒歩、公共交通機関等での通学を想定

※詳細は、運営計画の策定作業において検討します。そのため、想定内容から変更となる場合があります。

施設整備等の基本的な考え方

方針1 既存ストックを有効活用

既存校舎の活用に当たっては、学びの多様化学校等としての利用に必要最低限の改修とし、財政負担の軽減を図るとともに、早期整備を目指します。

方針2 環境への配慮

施設改修及び新規整備に当たっては、省エネルギー設備の導入等、時代の要請に応じた環境にやさしい施設を目指します。

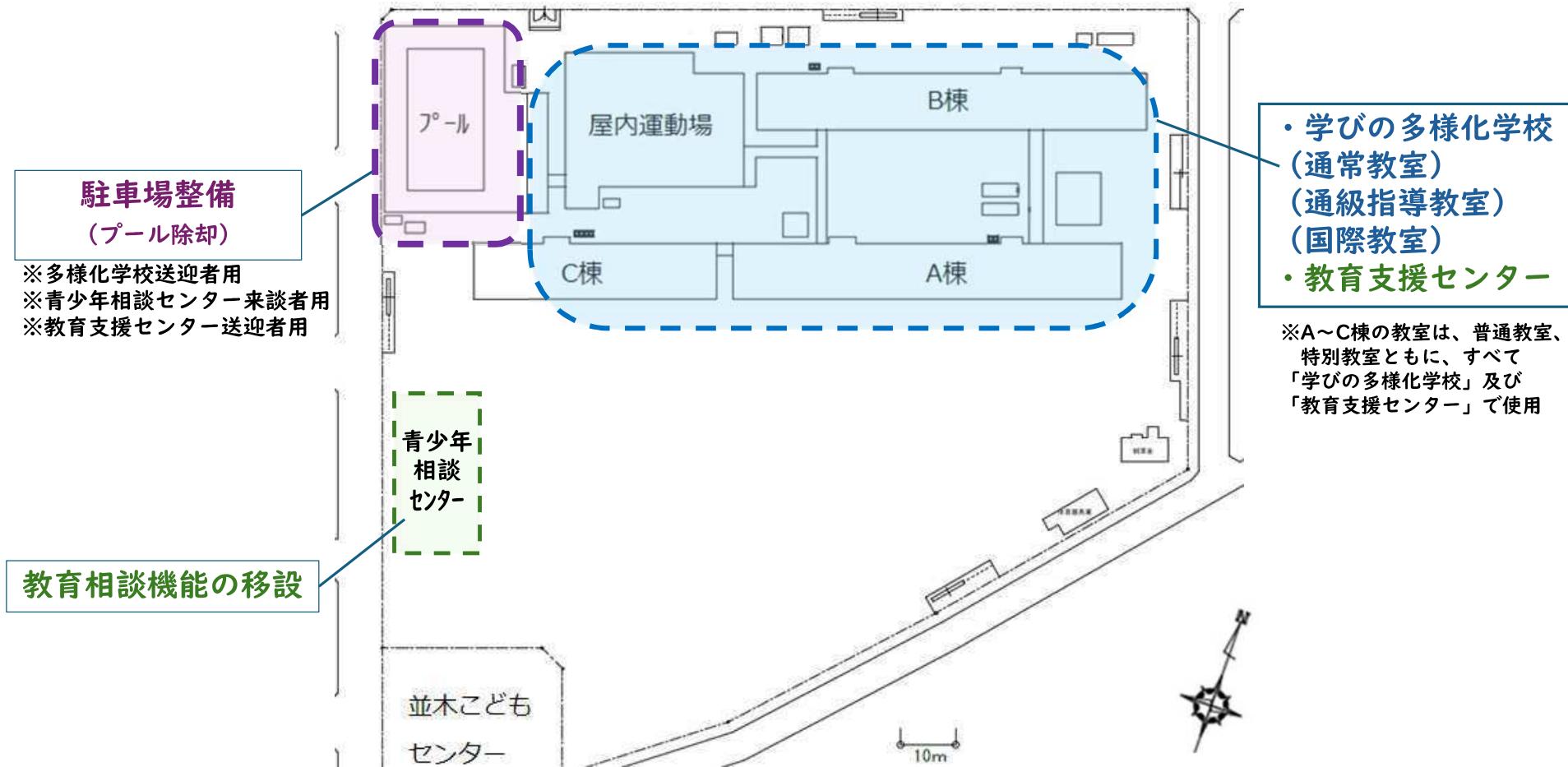
方針3 避難所機能の維持・向上

現在、災害時の避難所として指定されていることを踏まえ、学びの多様化学校開校後においても避難所機能を維持します。また、体育館への空調整備など機能向上を図ります。

方針4 地域開放の維持・検討

現在、多くの地域開放利用があることを踏まえながら、学びの多様化学校の教育課程等の検討に合わせて、グラウンド及び体育館の地域開放についても検討を進めます。

並木小学校跡地活用イメージ（想定）



運営計画における主な整理事項

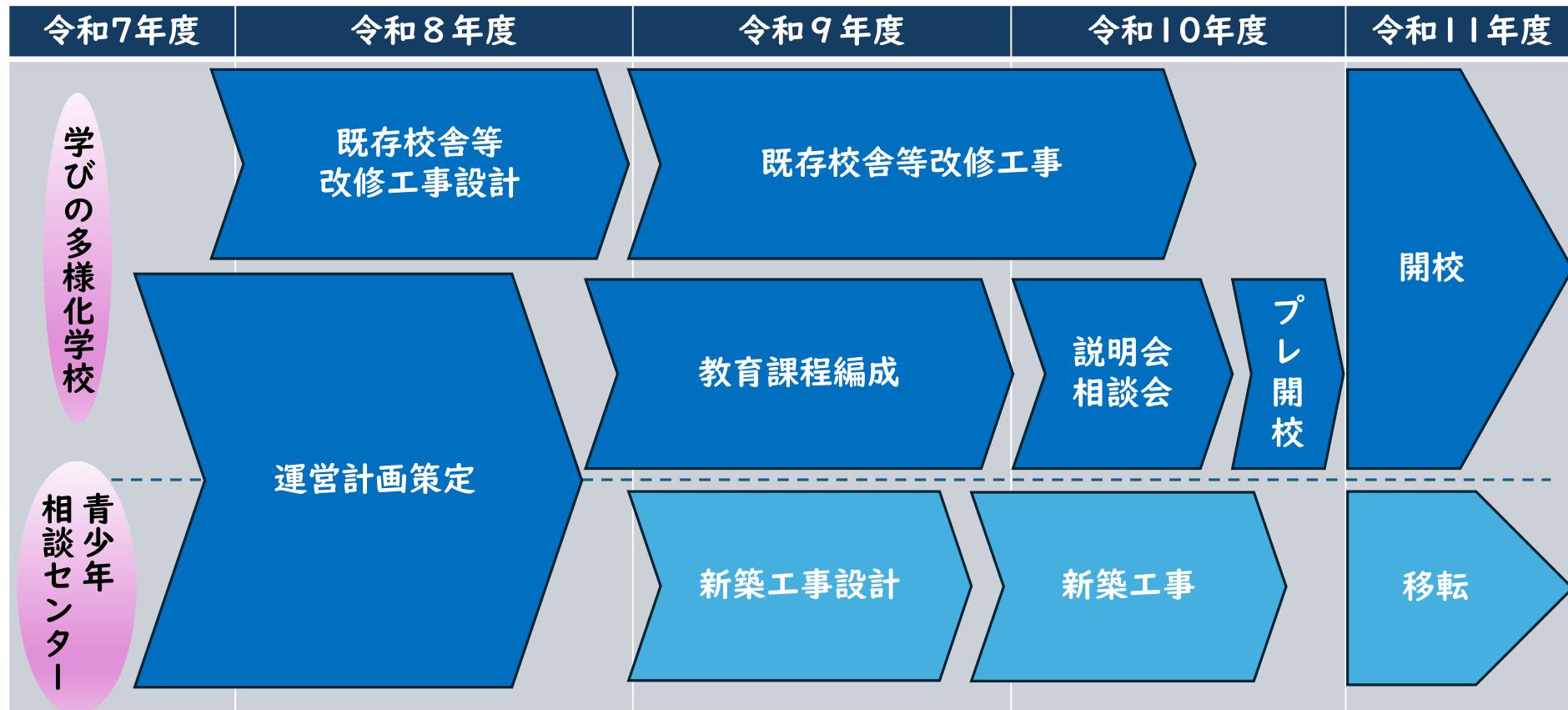
(仮称) さがみはら学びの多様化学校

- 学校コンセプト
- 教育課程編成方針
- 多様化学校における国際級の機能の整理
- 多様化学校における通級指導教室の機能の整理
- 学校規模（児童生徒数・教員数）に関すること
- 諸室等の配置（教育支援センター含む）
- 学籍等（転入学）に関すること
- 給食に関すること
- 通学に関すること

青少年相談センター

- （仮称）さがみはら学びの多様化学校を踏まえた中央相談室の機能の整理
- 中央相談室の機能に応じた諸室の整理及び配置

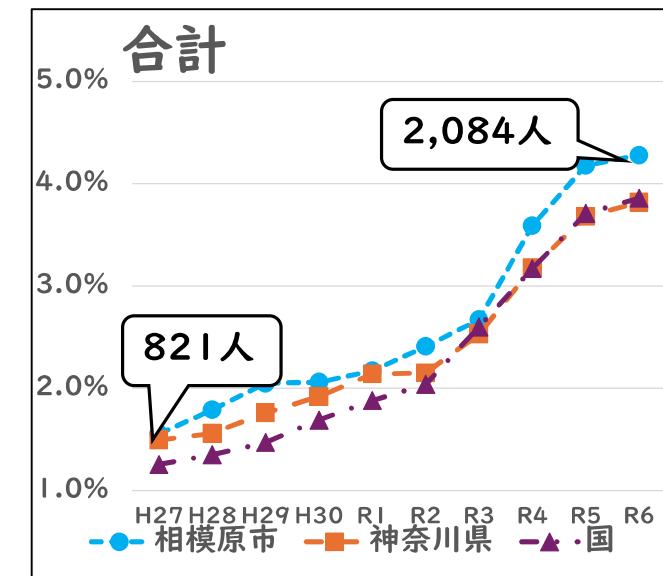
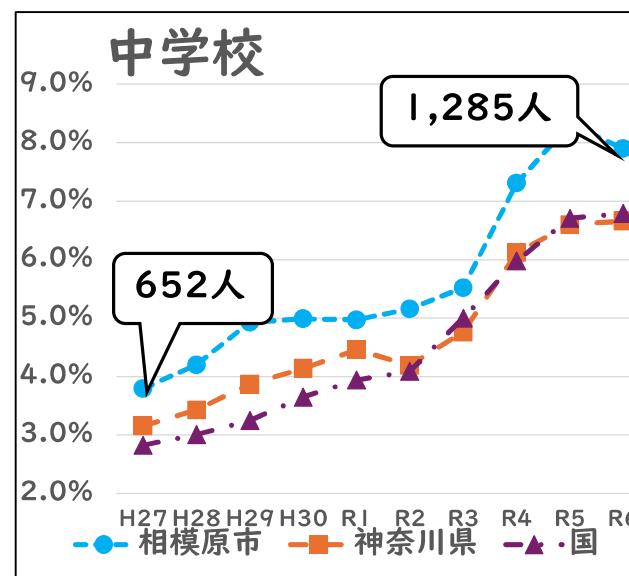
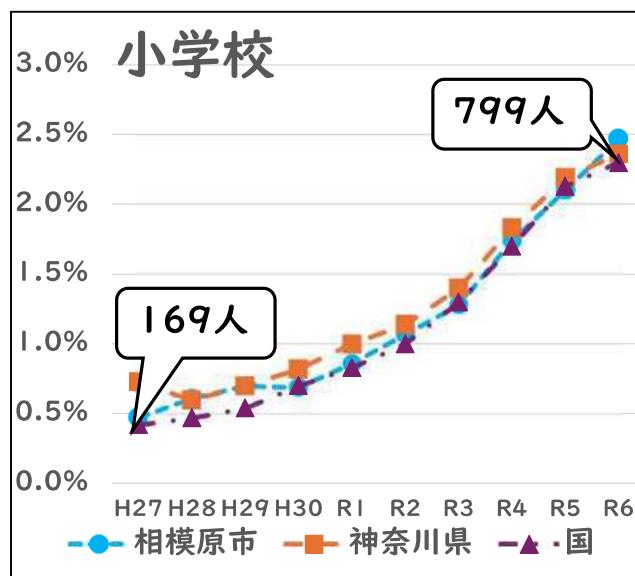
今後の主なスケジュール



～參考資料～

支援が必要な児童生徒の状況①～不登校児童生徒の増加～

◆年間30日以上不登校を事由として欠席している児童生徒数



「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

- 年間30日以上の欠席者数は、9年前に比べて約2.5倍に増加
- 本市では中学校の増加が顕著

支援が必要な児童生徒の状況②～日本語指導が必要な児童生徒の増加～

◆外国につながりのある児童生徒

※外国人児童生徒及び海外帰国児童生徒に関する調査より

H27 513人 → R7 1,012人

※「外国につながりのある児童生徒」とは、以下の者を指す。

外国人児童生徒

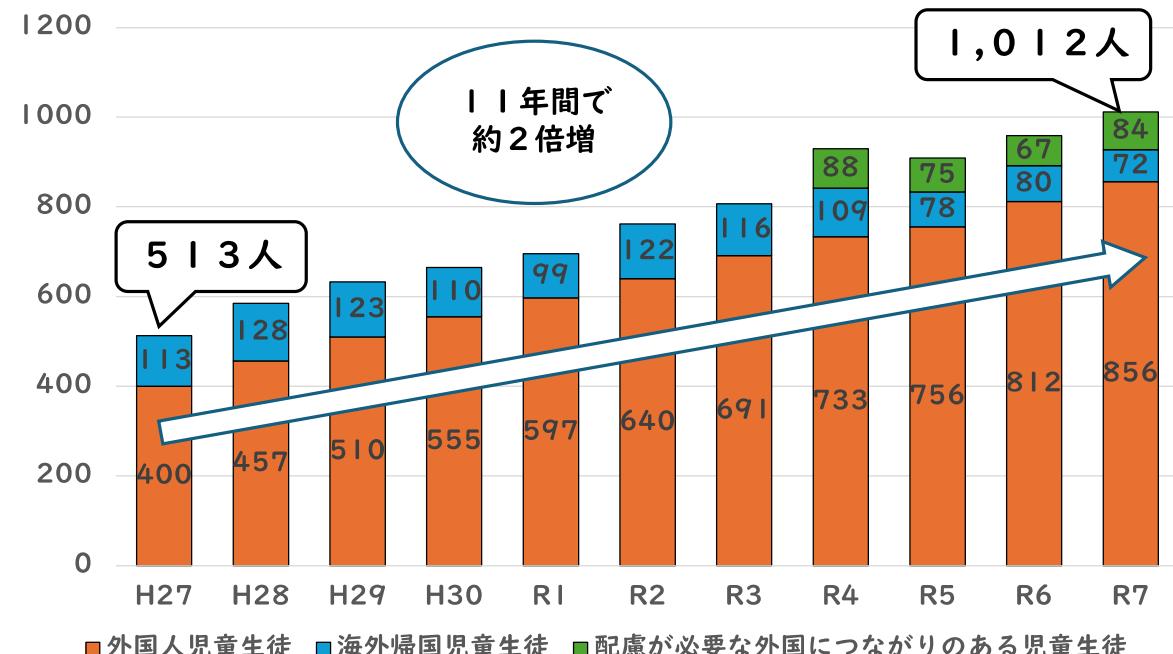
→日本国籍を有しない（日本との重国籍者は含まない）児童生徒

海外帰国児童生徒

→日本国籍を有しており（日本との重国籍者を含む）、
1年を超える期間海外に在留し、帰国3年以内の児童生徒

配慮が必要な外国につながりのある児童生徒

→日本国籍を有しており（日本との重国籍者を含む）、
日本語指導等の配慮が必要な児童生徒



○外国につながりのある児童生徒が、母語が日本語でないことで、学校で児童生徒間のコミュニケーションに困難さを抱える場合がある。

支援が必要な児童生徒の状況③～個別支援が必要な児童生徒の増加～

◆学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒

＜全国＞

小学校：H24 7.7% → R4 10.4%

中学校：H24 4.0% → R4 5.6%

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（文部科学省）

◆通常の学級における個別の指導計画*の作成割合

＜相模原市＞

小・中・義務教育学校	R4	<u>3.4%</u>
	R5	<u>4.0%</u>
	R6	<u>4.6%</u>

*『個別の指導計画』

児童生徒一人ひとりの実態や教育的ニーズに対応し、きめ細かな指導を行うために学校が作成する具体的な指導計画。主に特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒（特別支援学級や日本語指導が必要な児童生徒）に対して作成されるが、通常の学級に在籍し、支援が必要な児童生徒へも作成が推奨されている。

○個別の指導計画を作成し、個々の児童生徒の特性に応じた支援や環境調整が必要な児童生徒が増加